

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得について（お知らせ）

日頃より、当法人の活動にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。
福祉・介護職員等特定処遇改善加算金の取得について、お知らせいたします。
この度、当法人では、国によって創設されました福祉・介護人材を確保するための「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」を、令和3年10月から算定させていただきます。

当法人ではご利用者の皆様によりよい福祉サービスが提供できるように、福祉・介護職員等の資質向上に向けて、職責・職務内容に応じた賃金体制、研修の充実、精神保健福祉士等の資格取得の推進などに取り組んでおります。さらにこの制度を活用し、職員が職場に定着しキャリアアップすることにより、ご利用者の皆様により安定し充実したサービスをお届けできるよう努めてまいります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

* 「介護職員等特定処遇改善加算」とは

全産業を対象とした賃金調査において介護職員の賃金が全産業の平均と比較し低いという調査結果が出ています。これまでも福祉・介護職員の職場定着のため「福祉・介護職員処遇改善加算」が国の制度として設けられ、当法人も福祉・介護職員等の処遇改善に取り組んでまいりました。

さらに職員の定着率の向上を目指し職場でリーダー的な役割を担う福祉・介護職員の賃金を引き上げる「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が国の制度として創設されました。